



## 1,4-ジオキサンの暫定排水基準設定へ

この度、平成23年8月1日に行われた環境省の中央環境審議会の水環境部会排水規制等専門委員会(第10回)において、1,4-ジオキサンについて、感光性樹脂製造業等の4業種について、暫定排水基準を設ける素案をまとめました。

適用期間は、一律排水基準が設定される平成24年4月1日の改正省令施行後2年から3年としていて、期間終了後は一律排水基準へ移行することとなります。

暫定排水基準値案は、

- ・感光性樹脂製造業:200mg/l(適用期間3年間)
- ・エチレンオキサイド製造業:10mg/l(適用期間3年間)
- ・エチレングリコール製造業:10mg/l(適用期間3年間)
- ・ポリエチレンテレフタレート製造業製造業:2mg/l(適用期間2年間)

としていて、感光性樹脂製造業からの排水を受け入れる下水道終末処理施設についても暫定基準を適用する考えです。今後専門委員会は計12回まで行われ、年内にも意見募集を含め、報告をまとめる予定です。

当社では水質汚濁防止法に係る排水分析において、今回基準値項目として追加が検討されている1,4-ジオキサンの分析はもちろん、他の項目についても長年の実績と多くの経験があります。ご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2011年8月1日付 環境省中央環境審議会排水規制等専門委員会(第10回)議事録  
2011年8月4日付 化学工業日報  
生活環境箇所 清水圭介

## 亜鉛の暫定排水基準(案)に意見募集開始

このたび環境省では、亜鉛に係る暫定排水基準について、現行の暫定排水基準が平成23年12月10日を以て適用期限を迎えることから、同日以降の暫定措置を定めるとして意見募集を開始しました。省令改正の内容は、現在暫定排水基準が設定されている金属鉱業無機顔料製造業等10業種のうち、7業種については平成23年12月11日より一律排水基準へ移行、残る3業種については現行の暫定排水基準値をそのまま延長(期限はそれぞれ平成28年12月10日まで)するというものです。

亜鉛については、平成18年12月11日より水質汚濁防止法に基づく排水基準が強化(5mg/lから2mg/l)されており、その際、10業種についてはこれに対応することが困難であるとして5年間の期限(平成23年12月10日まで)が設けられ、暫定排水基準(5mg/l)が設定されています。

なお、意見募集期間は平成23年8月19日(金)から平成23年9月20日(火)となっています。

当社では水質汚濁防止法に係る排水分析において、長年の実績と多くの経験がございます。詳細情報に関してのご質問等も合わせてお気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2011年8月19日付 EIC ネット  
2011年8月19日付 環境省報道発表資料  
生活環境箇所 清水圭介

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 埼玉県生活環境保全条例の一部改正について 埼玉県](#)
- [2. 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて 環境省](#)
- [3. 91%が有機汚濁環境基準達成\(平成22年一級河川調査\) 国土交通省](#)

- [4. アスベスト大気濃度調査結果について\(平成22年度\) 環境省](#)
- [5. 器具容器包装の試験法改正\(案\)について 厚生労働省](#)
- [6. 土壌汚染対策に係るガイドブックの公表について](#)
- [7. 土対法に基づく調査等に関するガイドライン\(改訂版\)の公表について](#)



## 放射性物質の測定を開始しました!

福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。サーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定、さらに8月末からゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定を開始しています。